

佐賀県告示第百五十一号

佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成四年佐賀県告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

第二条中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 優良認定処分業者 処分業者のうち、省令第十条の四の二又は第十条の十六の二に定める基準に適合すると認められた者をいう。

第七条の見出し中「事前協議」を「事前協議等」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、県外産業廃棄物処理事前特例協議書（様式第二号。以下「特例協議書」という。）を提出するものとする。

一 県外産業廃棄物が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十条第一項の規定による届出又は同法第十一条の規定による通知が行われた排出事業場から排出された同法第二条第五項に定める特定建設資材であつて、県内の処理施設で同条第四項に定める再資源化を行うものである場合

二 第十六条の規定により提出された産業廃棄物処分計画書に掲げられた県外排出事業者で、その処分計画に定められた県外産業廃棄物の処分量が百二十立方メートル未満又は百二十トン未満とされているものである場合

三 県外産業廃棄物が優良認定処分業者に搬入されるものである場合
第七条に次の一項を加える。

5 特例協議書には、別表第四号に掲げる書類並びに同表第六号に掲げる書類

及び図面を添付するものとし、その提出部数は、一部とする。

第八条中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第九条第三項中「承認通知書」の下に「又は前項の規定により承認済印の押印を受けた特例協議書（以下「承認済特例協議書」という。）の写し」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、第七条第二項の規定による特例協議書の提出があつた場合において、その内容を審査し、支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは、当該特例協議書に承認済印を押印し、その写しを当該県外排出事業者に交付するものとする。

第十条第一項及び第二項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第十一条の見出しを「（協議内容の変更）」に改め、同条第一項中「第九条第一項の規定により承認通知書」を「承認通知書又は承認済特例協議書の写し（以下「承認通知書等」という。）」に、「同項各号」を「第九条第一項各号」に改め、同条第二項中「県外産業廃棄物処理事前協議事項変更届（様式第二号）」を「県外産業廃棄物処理事前協議事項等変更届（様式第三号）」に改める。

第十二条第一項中「承認通知書」を「承認通知書等」に改める。

第十三条中「様式第三号」を「様式第四号」に改める。

第十五条中「承認通知書」を「承認通知書等」に改める。

第十六条第一項中「様式第四号」を「様式第五号」に改める。

別表第一号中「書類」の下に「（排出事業場の周囲見取り図を含む。）」を加え、同表中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表第四号中「処理業者」を「産業廃棄物収集運搬業者の搬出元」に改め、同号を同表第三号とし、同表第五号を削り、同表第六号中「事前協議書」の下に「又は特例協議書」を加え、同号を同表第四号とし、同表中第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とする。

様式第一号を次のように改める。

県外産業廃棄物処理事前協議書

年 月 日

佐賀県知事 様

郵便番号

住所

氏名

⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名)

担当者 (電話番号)

次のとおり 年度において県外産業廃棄物の処理を行いたい(年 月 日付けで協議した内容を変更したい) ので、佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱第7条第1項(第11条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて協議します。

産業廃棄物を 排出する事業 場	名 称		
	所 在 地	(電話番号)	
処理する理由			
県内で処理す る産業廃棄物	種 類	処分の方法	数 量
			m ³ /年 (t/年)
			m ³ /年 (t/年)
			m ³ /年 (t/年)
			m ³ /年 (t/年)
			m ³ /年 (t/年)
処理予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		

処 理 の 内 訳	収集・運搬を行う者	住所及び電話番号		(電話番号)
		氏名又は名称		
		許可年月日及び 許可番号	搬出元	年 月 日 第 号
			佐賀県	年 月 日 第 号
	保管を行う者	住所及び電話番号		(電話番号)
		氏名又は名称		
		許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
		保管方法		
		保管施設の名称		
		保管施設所在地		
	処分を行う者	住所及び電話番号		(電話番号)
		氏名又は名称		
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号		
処理方法				
処理施設の名称				
処理施設の所在地				

製造工程（使用原材料がわかるもの。）及び産業廃棄物の排出工程図（工程中に、水質汚濁防止法、大気汚染防止法又はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設等があれば施設番号及び施設名を記入すること。）

（受渡し責任者の職・氏名）
 （排出事業者）
 （収集運搬業者）
 （処分業者）

変更に係る事項

変更の理由

- 注 1 この様式中、不用の文字は用途に従い消してください。
 2 保管施設及び処理施設については、自ら処分又は保管を行う場合も記載してください。
 3 協議の内容を変更しようとするときは、当該変更に係る事項及び変更の理由を記載してください。

添付書類

- 1 排出事業場の業務概要を記載した書類（排出事業場の周囲見取り図を含む。）
- 2 処理業者との処理委託契約書（仮）の写し
- 3 産業廃棄物収集運搬業者の搬出元の産業廃棄物処理業許可証の写し
- 4 この要綱の別表第6号に掲げる産業廃棄物の分析証明書の写し
- 5 産業廃棄物の写真
- 6 その他知事が必要があると認める書類及び図面

様式第四号を様式第五号とし、様式第三号を様式第四号とする。

様式第二号中「県外産業廃棄物処理事前協議事項変更届」を「県外産業廃棄物処理事前協議事項等変更届」と改め、「事前協議事項」の次に「（特例協議事項）」を加え、「

通知年月日

」を「

承認年月日

」に改

め、「事前協議書」の次に「又は特例協議書」を加え、同様式を様式第三号とし、

様式第一号の次に次の一様式を加える。

県外産業廃棄物処理事前特例協議書

年 月 日

佐賀県知事 様

郵便番号

住所

氏名

⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名)

担当者 (電話番号)

次のとおり 年度において県外産業廃棄物の処理を行いたい(年 月 日付けで協議した内容を変更したい) ので、佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱第7条第2項(第11条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて協議します。

区 分	建設リサイクル		120 m ³ (t)未満	優良認定処分業者
産業廃棄物を 排出する事業 場	名 称			
	所在地	(電話番号)		
県内で処理す る産業廃棄物	種 類	処分の方法	数 量	
			m ³ /年(t /年)	
			m ³ /年(t /年)	
処理予定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
処分を行う者	住 所 及 び 電 話 番 号	(電話番号)		
	氏 名 又 は 名 称			
	許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号		
	処 理 方 法			
	処 理 施 設 の 名 称			
	処 理 施 設 の 所 在 地			

承認印

収集・運搬を行う者	住所及び電話番号		(電話番号)
	氏名又は名称		
	許可年月日及び許可番号	搬出元	年 月 日 第 号
		佐賀県	年 月 日 第 号
保管を行う者	住所及び電話番号		(電話番号)
	氏名又は名称		
	許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
	保管方法		
	保管施設の名称		
	保管施設所在地		
事業の概要			
建設業 解体業 その他()			
製造工程(使用原材料がわかるもの。)及び産業廃棄物の排出工程図(工程中に、水質汚濁防止法、大気汚染防止法又はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設等があれば施設番号及び施設名を記入すること。)			
<p>(受渡し責任者の職・氏名)</p> <p>(排出事業者)</p> <p>(収集運搬業者)</p> <p>(処分業者)</p>			

処理する理由	
変更に係る事項	
変更の理由	

- 注 1 この様式中、不用の文字は用途に従い消してください。
- 2 保管施設及び処理施設については、自ら処分又は保管を行う場合も記載してください。
- 3 協議の内容を変更しようとするときは、当該変更に係る事項及び変更の理由を記載してください。

添付書類

- 1 この要綱の別表第6号に掲げる産業廃棄物の分析証明書の写し
- 2 その他知事が必要があると認める書類及び図面

附 則

この告示は、平成二十四年五月一日から施行する。